

平成28年小田原市議会12月定例会

厚生文教常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
城山陸上競技場周辺整備について	スポーツ課	1
酒匂川スポーツ広場便所整備事業について		3
地域包括支援センター事業について	高齢介護課	5
平成28年度私立幼稚園就園奨励費補助金について	教育指導課	7
小田原市城南中学校北側法面保全整備事業箇所図	教育総務課	8

平成28年12月 1 日

城山陸上競技場周辺整備について

1 事業概要

城山陸上競技場のリニューアルに際して、利用環境の向上を図るため、臨時駐車場の整備及び樹木の伐採剪定、周辺道路のグリーンベルト整備等の周辺整備を行う。

2 予算額

19,571千円

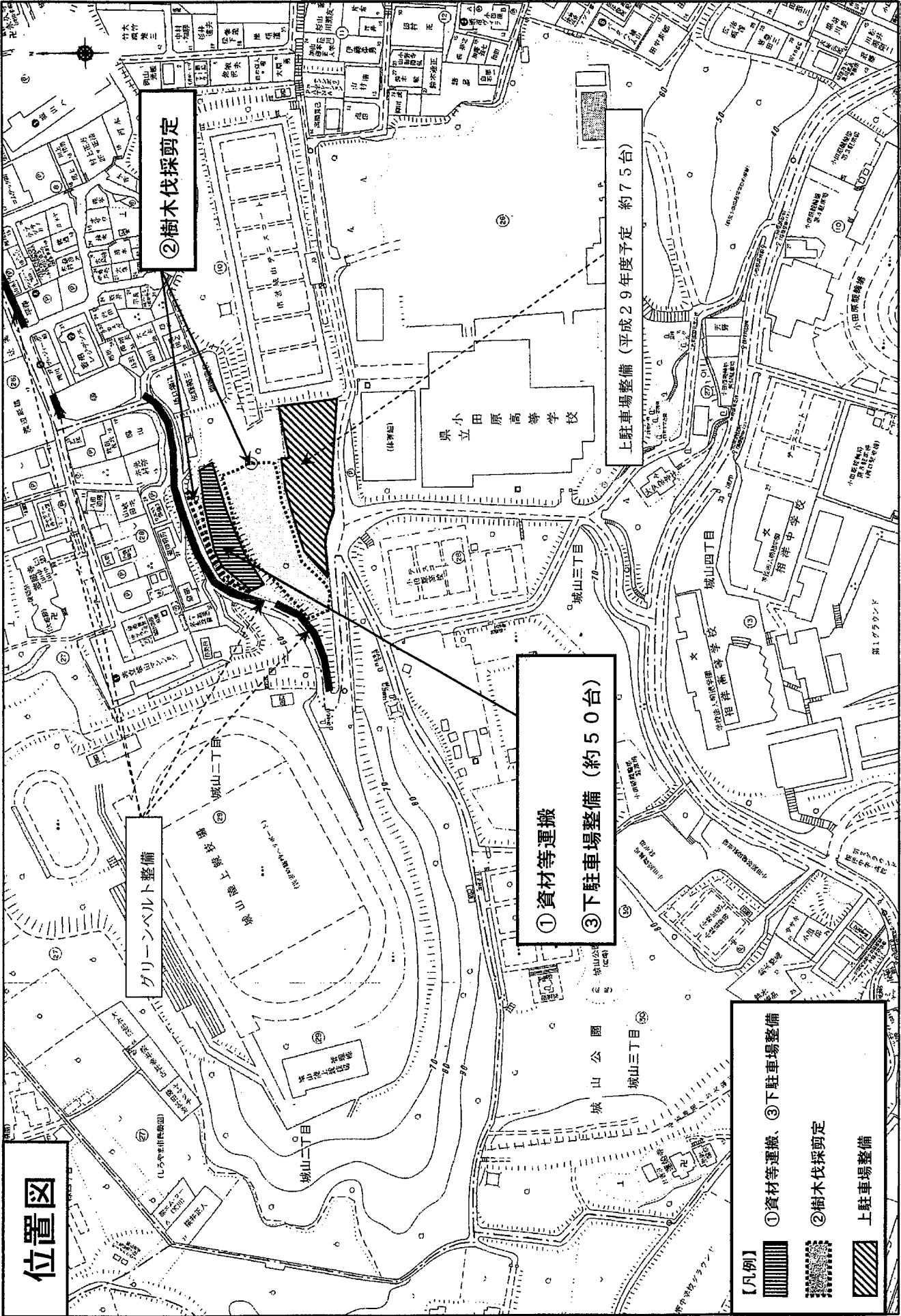
3 臨時駐車場（下駐車場）の整備内容

- ① 資材等運搬：資材置場（下駐車場予定地）敷地奥に保管されている境界杭を別の保管場所へ移送
- ② 樹木伐採剪定：競技場・庭球場臨時駐車場（上駐車場予定地）と資材置場（下駐車場予定地）の間の斜面の雑木の伐採剪定
- ③ 砂利舗装：伐採剪定及び境界杭の運搬完了後、砂利舗装の整備

- ※1 資材置場を土木管理課からスポーツ課に所管換えし、臨時駐車場（下駐車場）とする。
- ※2 グリーンベルト整備については、土木費で対応
- ※3 上駐車場整備については、平成28年度中は競技場改修工事の資材、掘削した土の置場となるため、平成29年度秋以降に実施予定

4 今後のスケジュール

	平成28年度				平成29年度									
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	競技場内改修工事期間				4/1～ 供用開始									
①資材等運搬	■													
②樹木伐採剪定		■												
③砂利舗装			■		■									
(上駐車場整備)					■								■	



酒匂川スポーツ広場便所整備事業について

1 事業概要

酒匂川スポーツ広場第一サッカー場付近にあるトイレは、平成22年に火事により建物が焼失し、現在は仮設トイレを設置しているが、安全面・衛生面等の施設機能及びサービスの向上を図るとともに、来年9月に開催される九都県市合同防災訓練に対応するため、焼失前のトイレと同場所に同規模のトイレ1棟を建設する。

2 予算額

事業費総額	21,500千円
平成28年度～29年度継続事業	
平成28年度	500千円
工事請負費	500千円
仮設トイレ撤去工事	
平成29年度	21,000千円
工事請負費	21,000千円
トイレ新築工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事）	

3 財源

スポーツ振興・教育環境改善基金 21,000千円

4 整備内容

構造：鉄筋コンクリート造・平屋建て

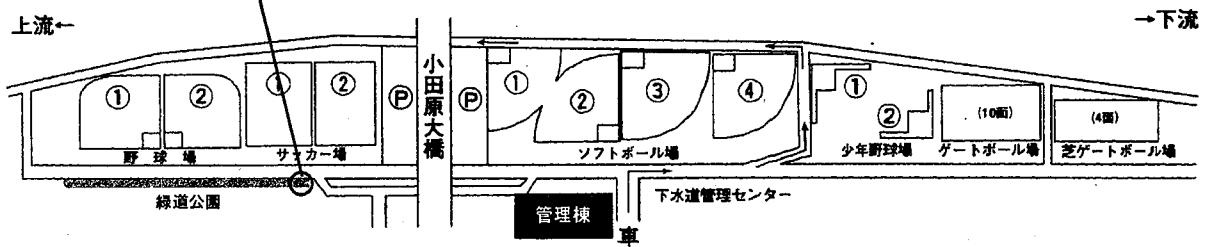
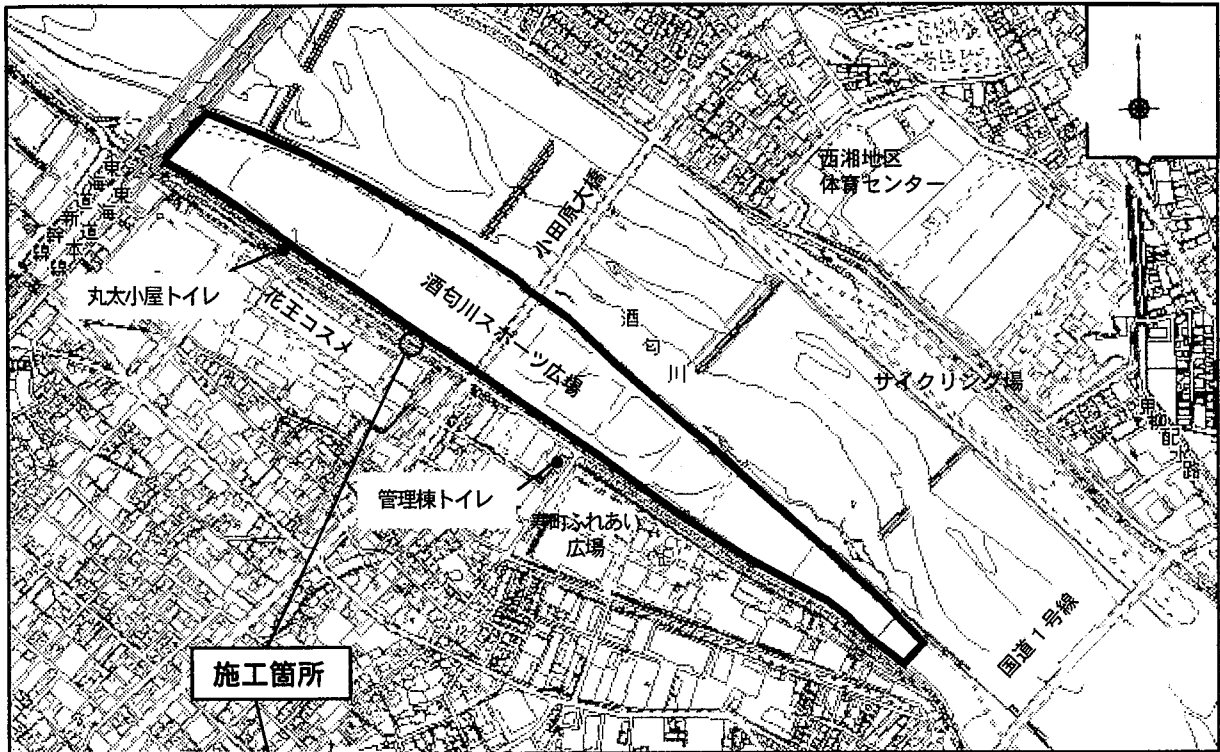
床面積：30.5㎡

仕様：【男】小便器：3基、洋式便器：1基、【女】洋式便器：3基、みんなのトイレ

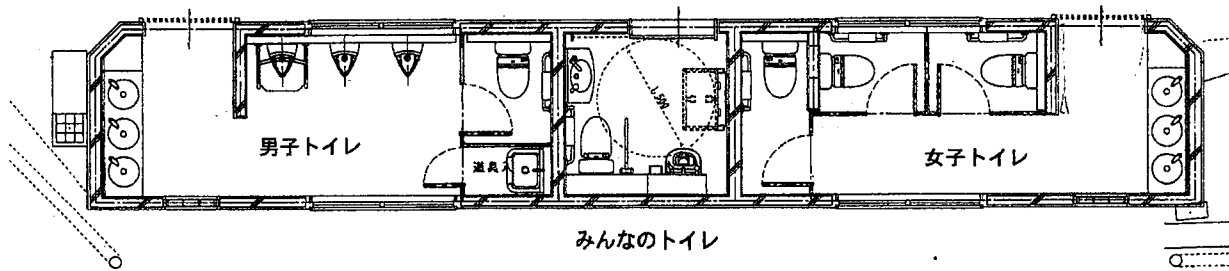
5 今後のスケジュール

	28年度		29年度				
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
仮設トイレ撤去							
入札期間							
トイレ新築工事		準備工	現場施工				

6 位置図



7 平面図



地域包括支援センター事業について

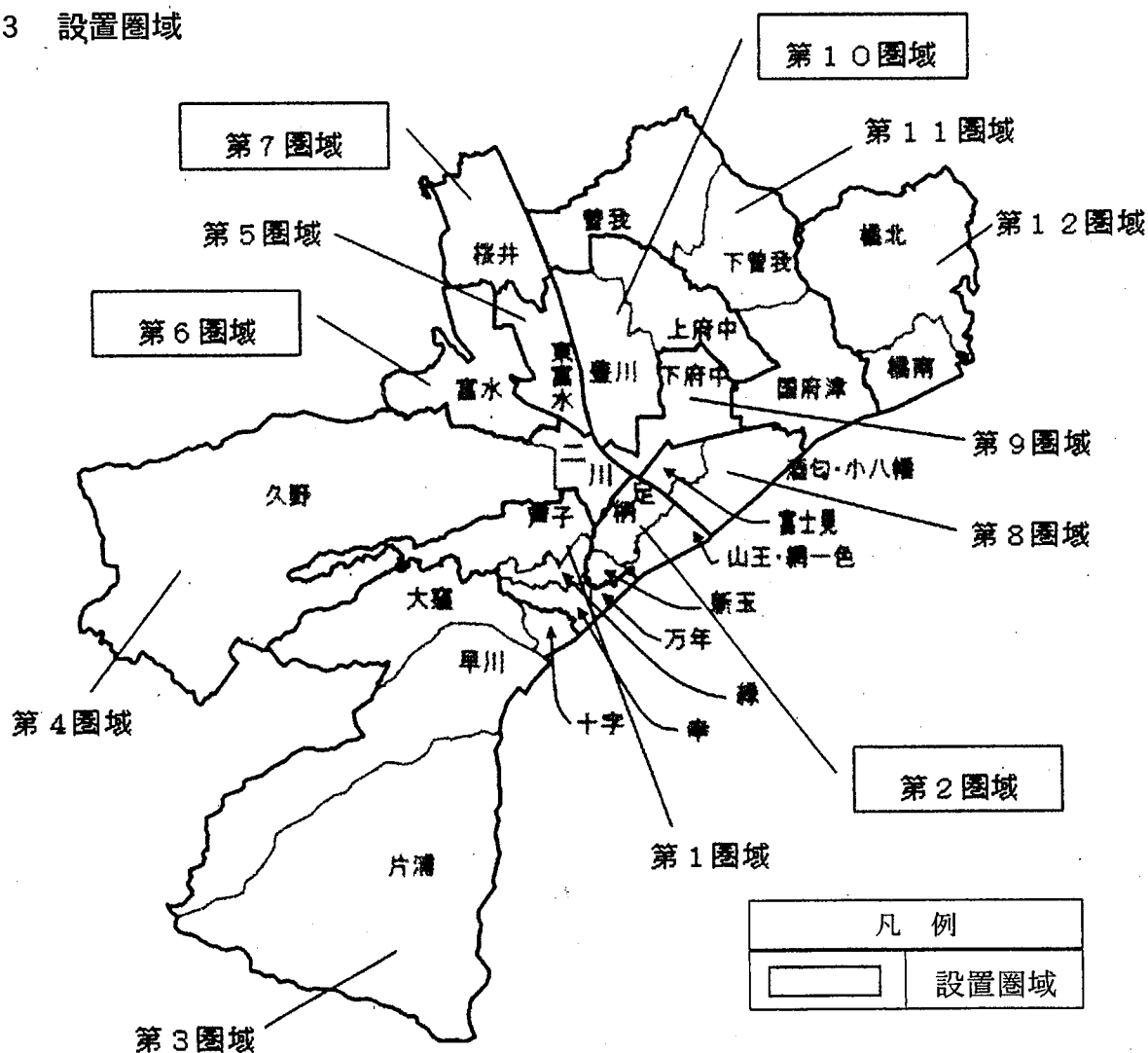
1 設置場所

第6期おだわら高齢者福祉介護計画に基づき、次の地区に地域包括支援センターを4箇所増設し、市内12のすべての日常生活圏域ごとに設置する。

日常生活圏域名	担当地区 (自治会連合会の地区)	運營業務受託候補者
第2圏域	新玉・山王網一色・足柄	アースサポート株式会社
第6圏域	富水	社会福祉法人小田原福祉会
第7圏域	桜井	
第10圏域	豊川・上府中	社会福祉法人積善会

2 開設予定日 平成29年4月1日

3 設置圏域



4 補正予算の内容

(1) 債務負担行為設定額 (補正予算書P9)

地域包括支援センター運営委託料

平成28年度	(予算計上額	千円 0)
平成29年度	64,000	
計	64,000	

パーソナルコンピュータ借上料

平成28年度	(予算計上額	千円 0)
平成29年度	4,168	
平成30年度	4,168	
平成31年度	4,168	
平成32年度	4,168	
平成33年度	4,168	
計	20,840	

(2) 予算額 (補正予算書P35)

事務処理システム改修委託料 2,177千円

地域包括支援センター事業システム改修委託料等 1,351千円

平成28年度私立幼稚園就園奨励費補助金について

1 予算額

当初予算額 128,355 千円 (対象人数 923 人)

補正後の額 138,460 千円 (対象人数 970 人)

補正額 10,105 千円

2 第2子以降として補助される範囲の拡大

【市民税所得割課税額 77,100 円以下 (年収約 360 万円未満相当) の世帯が対象】

小学校4年生以上を「子」としてカウントしていなかった制限を廃止した。

【例：年収約360万円未満相当の世帯の3人兄弟の場合】

	現行		改正後 (年齢制限なしにカウント)	
14歳の長男 中学3年生	(カウント対象外)	⇒	第1子扱い	(カウント対象)
5歳の長女 幼稚園年長組	第1子扱い	⇒	第2子扱い	保育料満額→保育料半額
5歳の次男 幼稚園年少組	第2子扱い	⇒	第3子扱い	保育料半額→無償

3 ひとり親世帯等の補助単価の増額

【市民税所得割課税額 77,100 円以下 (年収約 360 万円未満相当) の世帯が対象】

階層区分	現行		改正後 (ひとり親世帯等)	
	補助単価	保護者負担額 (月額)	補助単価	保護者負担額 (月額)
第II階層				
市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割非課税世帯 (年収約270万円未満相当)	第1子 272,000円	3,000円	→ 308,000円	0円 (無償化)
	第2子 290,000円	1,500円	→ 308,000円	0円 (無償化)
第II階層のひとり親世帯等の保護者負担額を0円 (無償) に引き下げ				
第III階層				
市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	第1子 115,200円	16,100円	→ 217,000円	7,550円
	第2子 211,000円	8,050円	→ 308,000円	0円 (無償化)
第III階層のひとり親世帯等の保護者負担額を第1子は7,550円 (月額) に、第2子は0円 (無償) に引き下げ				

小田原市立城南中学校北側法面保全整備事業箇所図

